郡市区等医師会 御中

大阪府医師会(公印省略)

医療法施行令の一部を改正する政令の施行等について(外来機能報告に係る改正)

平素は本会事業の推進に対し、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきまして、別添のとおり、日本医師会より通知がありました。

同通知は、改正医療法の一部施行に伴い、外来機能報告に係る所要の規定の整備を行うこと について周知を依頼するものです。具体的には、日医通知の別添「外来機能報告等に関するガイドライン」等をご覧下さい。

具体的には、協議の進め方において、医療資源を重点的に活用する外来に関する基準を満たす医療機関であって、紹介受診重点医療機関となる意向を有しない医療機関については、協議の場にて協議が行われるものの、当該医療機関の意向が第一であり、医療機関の意向と地域の協議の場での結論が最終的に一致したものに限り、紹介受診重点医療機関となることに特にご留意頂きたく存じます。また、日本医師会の主張により、有床診療所については、事務負担を考慮して、紹介・逆紹介の状況等は任意報告項目となっております。

関連して、「紹介受診重点病院」や「紹介受診重点診療所」が広告可能であること等の改正がなされております。

また、外来機能報告は病床機能報告と一体的な報告となりますが、病床機能報告の報告期間が2ヶ月間に延長となりましたことにご留意頂ければと存じます。

貴会におかれましてもご了知いただき、会員医療機関へのご周知をよろしくお願い申し上 げます。

く参考>

- * 日本医師会メンバーズルームから別添文書の閲覧が可能です。 https://www.med.or.jp/japanese/members/bunsyo/data3/chiiki/2022chi_170.pdf
- ※ 閲覧にはユーザー名とパスワードでのログインが必要です。
 - ・ユーザー名:会員 ID (日医刊行物送付番号)の10桁の数字(半角で入力)です。 宛名シール下部に印刷されている10桁の数字です。
 - ・パスワード:生年月日の「西暦の下2桁、月2桁、日2桁」を並べた6桁の数字です (半角入力)。

【担当】

大阪府医師会

地域医療 1 課 八木 (TEL:06-6763-7012)